

あずみ福祉カレッジ学則 通学科

1. 設置目的

実務者研修は、介護職員として介護サービスに従事しようとする者を対象とした基礎的な職業教育とし、対人理解や対人援助の基本的な視点と理念、専門的な職業人として職務にあたる上での基本姿勢、基礎的な知識・技術等を修得させる。

将来的には、任用資格は介護福祉士を基本とすべきことを踏まえ、幅広い利用者に対する基本的な介護提供能力の習得、そして今後の制度改正や新たな課題・技術・知見を自ら把握できる能力の獲得と、より専門的な知識・技術を修得するための機会とすることを目的とする。

2. 名称

あずみ福祉カレッジ 介護福祉士実務者研修 通学科

3. 位置

札幌市西区琴似2条3丁目1-3 テーオービル

4. 修業年限

・通学課程

課程	入所時期	受講定員	学級数	総定員	修業年限
実務者研修 (通学)	1月・3月 7月・9月	25名	1	25名	6ヶ月
	5月・11月	30名	1	30名	6ヶ月

5. 受講料

- ・受講料は別表2の通りとする。
- ・納入金返還に関しては、実務者研修開講以降の納入金の返還は出来ないものとする。

6. 受講資格

- ・あずみ福祉カレッジが本研修受講者として認めた者。
- ・初任者研修修了見込みの者。

7. 受講手続き

- ・受講を申し出た者は、指定期日までに必要書類（資格証のコピーを含む）を提出し、受講料の納入をしなければならない。
- ・前項の受講手続きを完了した者について受講を許可する。
- ・定員を超えて受講者が集まった場合は先着順で締め切る。但し、求職者支援訓練生については選考試験にて選定する。
- ・開講日までに文書にて受講受理表を送付する。

8. 出欠の確認方法

- ・遅刻、欠席、早退の場合、該当する時間は欠席となる

9. 休校日

- ・年末年始（12月29日～1月3日）、夏季休暇（8月13日～15日）国民の祝日
- ・教育上必要があり、かつ、やむを得ない事情があるときは、前項の規定にかかわらず休校日に授業を行うことがある。
- ・非常災害その他急迫の事情があるとき、臨時に授業を行わないことがある。

10. 履修方法

- ・実務者研修養成課程 450 時間と「医療的ケア演習」すべてを通学授業にて行う。
- ・各科目毎の出席時間数が規定時間数の 2/3 以上の出席で履修とする。

11. 評価及び修了認定

- ・講義・演習で介護の知識・技術の習得度が到達目標に到達しているか、指導者が評価を行う。
- ・介護過程 については修了試験（実技試験）を実施し、習得度が 7 割以上で合格とする。また、医療的ケア演習においては、規定回数以上に一定の基準に達したものを合格とする。
- ・全てを履修したものを修了とする。
- ・各受講生の出席等の状況（実習・補講を含む）知識・技術等の習得度等について認定会議で研修修了を認定する。

12. 補講の取扱い

- (1)研修の一部を欠席した者で、やむを得ない事情があると認められる者においては、欠席した講義・演習について補講を行うものとする。
- (2)振替の申し出は事前申し出を原則とする。
- (3)補講にかかる費用については自己負担となる場合がある。
- (4)(1)に規定する「やむを得ない事情」とは、社会通念上の妥当とされる次の事由をいうものとする。
 - ア 疾病又は負傷（証明できる書類の提出を求めるものとする）
 - イ 天災その他やむを得ない理由
（水害・火災・地震・暴風雨雷・暴動・列車遅延・交通事故等）
 - ウ 法令の定めがある事由によるため
 - ・選挙権その他公民としての権利を行使する場合
 - ・証人、鑑定人、参考人、裁判員等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公庁に出頭する場合
 - エ その他、真にやむを得ない事由として当校が認めるもの

13. 他研修等の修了認定

修了認定

「社会福祉及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令の施行について(介護福祉士養成施設における医療的ケアの教育及び実務者研修関係)」(平成 23 年 10 月 28 日社援発 1028 第 1 号厚生労働省社会・援護局長通知)等の関係通知に基づき、地域の団体等で実施されている研修であって、別表 1 に定める教育内容と同一内容の授業科目を履修した者の単位については、本人からの申請に基づき認定研修実施者から交付を受けた研修終了証を確認した結果、教育内容の一部について修了認定が可能であると判断した場合には当校での履修し修得したものとみなす。修了認定は科目単位で行う。

対象となる地域研修の要件

- (1)実務者研修カリキュラムにおける「教育に含むべき事項」が含まれている研修を当該科目の時間数以上行っていること。
- (2)認定研修実施者によって研修受講者の受講状況が確実に管理されていること。
- (3)到達目標に到達していることを評価すること。

14. 休学

- ・受講生は、疾病その他やむを得ない理由により修学することが出来ない場合は、許可を得なければならない。この場合において疾病によるときは、医師の診断書を添付しなければならない。但しその際の期間は修業年限で 1 年とする。

15. 復学

- ・休学していた者は、休学理由が消滅し復学しようとするときは、復学願を提出し許可を得なければならない。

16. 退学

- ・受講生が退学しようとするときは、その事由を記載した書類を提出し、許可を受けなければならない。

17. 卒業

- ・研修修了の認定を受けた者には、修了証書を授与する。

18. 教職員の組織

次の教職員を置く

- ・ 校長
- ・ 教務に関する主任者
- ・ その他の教員
- ・ 医療的ケア担当教員
- ・ 事務職員

19. 賞罰

- ・ 受講生が学則並びに A S M E 株式会社の定める諸規則を守らず、受講生としての本分に反する行為があったときは、懲戒処分を行うことができる。
- ・ 懲戒は指導、警告、勧告及び退学とする。

《判断基準》

- 欠席、遅刻及び早退が著しく多い場合や技能及びこれに関する知識の習得状況が著しくない場合等、修了が見込まれないとき。
- 施設の秩序や受講環境を著しく乱したとき、または乱すおそれがあるとき
- 法令違反等、公序良俗に違反し、社会通念上、受講生として相応しくないとき
- その他、受講継続が困難であるとき

20. 個人情報の取り扱いについて

- ・ 受講生の個人情報の取り扱い
当校がお預かりした個人情報については個人情報管理の基本方針に従い厳重に管理し、使用に当たっては適切な取扱いを徹底する。

21. 事故

- ・ 受講中の事故
全受講生に対し、保険に加入(事業者負担)するものとする。

附則

- 1、この学則は平成27年3月1日から施行する
- 2、この学則は平成27年4月1日から施行する
- 3、この学則は平成28年2月1日から施行する
- 4、この学則は平成28年6月1日から施行する
- 5、この学則は平成28年11月1日から施行する
- 6、この学則は平成29年10月1日から施行する
- 7、この学則は平成31年4月1日から施行する